

## 船舶事故調査報告書

平成28年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏 <sup>いかだ</sup> ）
発生日時	平成27年10月12日 02時00分ごろ
発生場所	広島県大竹市玖波漁港東方沖 玖波港4号防波堤灯台から真方位111° 1,200m付近 （概位 北緯34° 15.1′ 東経132° 14.8′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>ほけん</sup> 保険丸は、西北西進中、かき筏に衝突した。 保険丸は、船底に擦過傷等を、また、かき筏は、擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月14日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 保険丸、1.9トン
船舶番号、船舶所有者等	270-45038 広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損 かき筏 擦過傷、竹竿材の一部に折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 月出時刻：05時18分ごろ
事故の経過	船長は、玖波港4号防波堤灯台の灯光を船首目標として航行し、針路線上の玖波漁港東方沖にかき筏（以下「本件かき筏」という。）が存在するので、途中、針路を北西方に変えなければならぬと思っていたが、友人と話し込んでいた。 本件かき筏には、南東端及び南西端に黄色い標識灯が設置されていた。
分析	本船は、船長が、針路線上に本件かき筏の存在を認識していたものの、友人と話をしている間に前路の見張りを適切に行っていなかったことから、本件かき筏に設置されている標識灯に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が前路の見張りを適切に行っていなかったため、本件かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。